

募集要項に関する質問に対する回答書

入札参加者 様

委託担当課長 環境創造局下水道施設部
職氏名 北部下水道センター担当課長
村上 勝吉

委託名	北部汚泥資源化センター包括的管理委託		
調達公告日	5月10日	調達公告番号	第55号

上記委託の募集要項に関し、質問がありましたので、次のとおり回答します。

		頁	項目	節	項目	質問・意見等	回 答
1	入札説明書	6	8	(1)	ウ	業務提案書の「運転管理計画、④運転計画・薬品調達等、市の整備計画との整合性」について 「市の整備計画」について、資料等がありましたらご提示願います。	関連する資料として、「横浜市下水道事業中期経営計画の改定にあたっての基本的な考え方について」等が市ウェブサイトにおいて公表されております。
2	入札説明書	6	8	(1)	ウ	業務提案書の「維持管理計画、⑥定期点検・軽微な修繕、施設の長寿命化等における、低炭素化の観点からの市に対する協力、市が作成する長寿命化計画等の低炭素化に対する、受託者のノウハウに基づいた協力内容」について 「市が作成する長寿命化計画等の低炭素化」について、資料等がありましたらご提示願います。また、協力内容として受託者に対し委託者が期待する役割をお教えください。	関連する資料については、No.1のとおりです。 入札説明書における「評価のポイント」の内容も踏まえ、自由に提案ください。

3	設計書	4			<p>「内訳書の高分子凝集剤の数量」について</p> <p>「受泥固形物量 47,000DST/年に対する使用量」と摘要欄に記載されています。高分子凝集剤は年々高くなる受泥汚泥の VTS により、添加率が高くなることで使用量も増えていると考えます。受泥固形物量に加えまして、汚泥の VTS の範囲についてもご提示いただけますようお願いいたします。</p>	<p>受泥汚泥の VTS は、平成 29 年度から令和 3 年度までの実績として 80%～90%程度となっております。当該実績値も踏まえた数量を提案ください。</p>
4	設計書	4			<p>今後、受泥汚泥の VTS が高くなり、ますます難脱水性の傾向となる場合は、高分子凝集剤等の使用量増加に伴う費用負担について受託者からの発議により協議して頂けるようお願いいたします。</p>	<p>受泥汚泥の VTS の変動への対応については、協議を受け付けます。</p>
5	委託仕様書	1	第 3 条		<p>火気、電気等を使用する場合は事前に使用許可申請書を提出とありますが、全委託期間に渡り使用するので、業務委託前に一括して提出してよろしいでしょうか。</p>	<p>使用前に一括で構いません。</p>
6	委託仕様書	5	第 19 条		<p>令和 5 年度から稼働する凝集沈殿設備とは、具体的にどのような設備かご教示願います。</p>	<p>凝集剤を使用して分離液処理水のリンを除去するものです。pH 調整として、苛性ソーダを使用します。</p>
7	委託仕様書	5	第 19 条		<p>凝集沈殿設備の稼働に伴い運転管理・維持管理業務の追加があった場合は、委託者の費用負担と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>凝集沈殿設備の稼働に伴う運転管理・維持管理業務は、本契約の範囲に含まれます。</p>

8	委託仕様書	5	第 19 条		上記に関連して受託者の業務追加が発生する場合は費用負担について協議をして頂けるようお願いいたします。	No. 7 のとおりです。
9	委託仕様書	5	第 19 条		凝集沈殿設備で使用する薬品の費用は、委託者の負担と理解してよろしいでしょうか。	委託者の負担です。
10	委託仕様書	5	第 19 条		上記に関連して凝集沈殿設備で使用する薬品について受託者の負担の場合、使用する薬品の種類、使用量等を含め費用負担を協議させてください。	No. 9 のとおりです。
11	委託仕様書	5	第 19 条		「分離液処理施設処理水の自主目標値」について。 受泥汚泥の VTS が年々高くなる等、汚泥性状が変化傾向にあります。運転管理環境の変化に応じて柔軟に分離液処理水質等の自主目標値を見直しできるように、受託者の発議により協議していただけるようお願いいたします。	協議は受け付けます。
12	委託仕様書	5	第 20 条	6	「受泥汚泥の性状悪化、異常な流入」の具体的な内容について、ご教示ください。	通常の予想を超えた自然的もしくは人為的な事象により、汚泥性状が悪化することなどを想定しています。
13	委託仕様書	5	第 20 条	6	上記に関連してご提示いただいた対応内容が受託者にとって、対応が困難である場合には、対応範囲、費用負担などについて事業開始後に協議させてください。	委託仕様書第 20 条第 6 項のとおりです。
14	委託仕様書	5	第 20 条	6	受託者が運転管理基準を遵守できなかった原因が受託者の帰責でないことが合理的に説明できた場合、基準遵守のために受	No. 13 のとおりです。

					託者にて負担した費用の清算について協議させてください。	
15	委託仕様書	5	21	5	令和5年に稼働予定の凝集沈殿設備で発生する汚泥の送泥先をご教示ください。もし分離液脱水設備に送泥する場合には、汚泥量をご教示ください。	令和5年度稼働予定の凝集沈殿設備で発生する汚泥の送泥先は、受泥設備または分離液脱水設備です。想定する送泥量は、150m ³ /日程度を想定しています。
16	委託仕様書	10 11	第37条 第39条	1	「委託費等の変更、不可抗力」について。 世界的情勢により薬品の価格上昇の傾向が続いております。特に高分子凝集剤の価格につきましては、委託業務に与える影響が大きいため、高分子凝集剤の原料であるナフサ市場価格が変化した場合、委託費の見直しを協議していただけるようお願いします。	委託仕様書第37条及び別紙第13のとおりです。
17	委託仕様書	10 11	第37条 第39条	1	上記に関連してナフサ市場価格が適当でない場合は、それ以外の指標をご提示いただけますようお願いいたします。また、受託者からの発議で指標についての協議をお願いします。	No. 16のとおりです。
18	委託仕様書	10	第38条	1 2 3	「受託者の効率化等の取組みに対するインセンティブ」について。 受託者によるPACに代替する環境負荷低減型のアルミ系凝集剤の提供を検討しています。	委託仕様書第38条第2項のとおりです。なおインセンティブの取組みについては、契約後に提案ください。

						この場合、「客観的なデータ等によって証明できた場合に限る」との記載がありますが、受託者のアルミの投入量またはりん除去率をもって、委託者の費用が縮減されたと考えてよろしいでしょうか。	
19	委託仕様書	10	38	1 2 3		上記について追加質問します。 受託者は「受託者の取組みについての客観的なデータ等による証明」について協議することにより、PACに代替する環境負荷低減型のアルミ系凝集剤の提供を検討してよろしいでしょうか。	No. 18 のとおりです。
20	委託仕様書別紙	14	第 1	2	サ	(ア) 最初沈殿池（分配槽）6 槽（下記（キ）凝集沈殿池設備稼働後は 2 槽）となっています。また、（キ）凝集沈殿池（令和 5 年稼働予定）3 槽となっています。このことから、最初沈殿池の 1 槽は、休止と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	委託仕様書別紙	14	第 1	2	サ	上記に関連して最初沈殿池の 1 槽の休止の場合は、点検・修繕等が不要と理解してよろしいでしょうか。	既存の躯体等の点検・修繕等に加えて、凝集沈殿設備として新たに設置される機器についても点検・修繕等は必要です。
22	委託仕様書別紙	14	第 1	2	(2)	「対象施設の概要」について 北部第二水再生センターの「ろ過機+ろ過水槽」は北部汚泥資源化センターでは高分子凝集剤の溶解用水としても利用しており、その水質管理も汚泥処理の重要な要素と考えます。	残塩管理値について協議することは可能です。ただし、ろ過水は再生水として販売しているため、極度に残留塩素を低下させることは困難です。

						ろ過水に含まれる残塩の管理は事業開始後に協議させてください。また残塩管理値を超え、かつ、高分子凝集剤が劣化したと判定された場合は発生したかかる費用について協議させてください。	
23	委託仕様書別紙	15	第 2			委託者が行う部分として、産業廃棄物（シロキサン吸着剤を除く）の運搬及び処分とあります。このことから、軽微な修繕で発生した産業廃棄物や運営管理業務において特記が無い産業廃棄物の運搬及び処分は、委託者が行うという理解でよろしいでしょうか。	委託仕様書及び関係法令のとおりです。
24	委託仕様書別紙	17	第 4			有資格者の人数について。「日勤者 1」とのみ記載されている資格（例：電気工事士 1 種）については、正副 2 名以上の配置は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	委託仕様書別紙	17	第 4			「エネルギー管理士は常駐をもとめないものとする。」とあります。エネルギー管理士の従事形態については、受託者の責任において実施することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	委託仕様書別紙	17	第 4			上記に関連して従事形態について制約などある場合は、協議の対象として頂きますようお願いいたします。	No. 25 のとおりです。
27	委託仕様書別紙	18	第 5	2		ベルト濃縮機の固形物量は、受泥固形物量の 35%以上（履行期間を通じた平均）とありますが、この履行期間とは 6 年間という	ご理解のとおりです。

						理解でよろしいでしょうか。	
28	委託仕様書別紙	19	第 5	7	(1) イ	<p>「消化脱水に使用するポリ硫酸第二鉄は、年間平均 800ppm を目標とする。」について。</p> <p>分離液のリン濃度抑制対策および消化脱水ケーキ含水率の低減効果を目的に年間平均注入率を 800～1,000ppm とさせていただきたいと考えます。</p> <p>質問者の知見によると 800ppm を超過する可能性が高いと考えております。これに対し、委託者と受託者の協議により認められた場合は委託者側の負担をお願いいたします。</p> <p>運用の中で照らし合わせながら委託者と受託者の公平な負担の協議をお願いします。</p>	委託仕様書のとおり、原則として薬品費の金額変更は行いません。
29	委託仕様書別紙	19	第 5	7	(1) イ	<p>上記に関連して委託者の費用負担を認められない場合は負担について事業開始後に協議させてください。</p>	No. 28 のとおりです。
30	委託仕様書別紙	20	第 5	11	(3)	<p>「分離液水処理設備については、年に 1 度設備内を可能な範囲で空にし、設備全体の点検を行うこと。」について</p> <p>反応タンクは 3 池しかなく処理能力から反応タンクを空にすることは困難と考えます。このことから、可能な範囲としては、最終沈殿池のみと考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

31	委託仕様書別紙	20	第 5	11	(3)	分離液水処理設備の設備内を空にすることで発生した汚泥等の処分費用は、委託者の負担という理解でよろしいでしょうか。	計画的に槽内を空にすることで、汚泥等の処分費を発生させないようにすることを想定しています。
32	委託仕様書別紙	20	第 5	11	(3)	上記に関連して受託者負担ということであれば、汚泥等の発生状況により個別協議をお願いします。	No. 31 のとおりです。
33	委託仕様書別紙	21	第 6	2	(1)	(1) 苛性ソーダ 25% (脱臭装置薬液調整用、脱硫装置反応液調整用) とありますが、脱臭装置薬液調整用での使用実績がありませんので、脱臭装置薬液調整用での使用はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	委託仕様書別紙	22	第 8			「維持管理業務」において、対象設備で故障が発生した場合も軽微な修繕を実施し、金額が 250 万円を超えるものは委託者と協議するという理解でよろしいでしょうか。	「維持管理業務」において、対象設備で故障が判明した場合は、委託仕様書第 23 条第 3 項のとおりです。
35	委託仕様書別紙	22	第 8			上記に関連して軽微な修繕が年間 3,000 万円を超過した費用については、委託者負担という理解でよろしいでしょうか。	年間 3,000 万円となるよう実施してください。
36	委託仕様書別紙	26	第 12			LAN ケーブルで未接続の設備については、受託者で新たに LAN ケーブルを敷設する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	委託仕様書別紙	26	第 12			LAN ケーブルを敷設するとありますが、有線に限定せず、無線環境での活用を了承いただきたくお願いします。	特記仕様書のとおりです。

38	委託仕様書別紙	26	第 12		上記に関連して、委託者が有線をご指定される場合、構築にかかる費用負担について協議させていただきたくお願いします。	構築にかかる費用は本委託に含まれています。
39	提案様式				5 6 様式 6 の業務実施体制で算出する人件費の総計は、様式 5 価格内訳書の運転管理業務費として計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。